

第14号議案

豊川市漁港管理条例の一部改正について

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例

豊川市漁港管理条例（平成19年豊川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表電柱等の工作物の項中「770円」を「990円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,600円」を「2,100円」に、「690円」を「890円」に、「1,100円」を「1,400円」に、「1,500円」を「1,900円」に、「69円」を「89円」に、「7円」を「9円」に、「4円」を「5円」に、「1,400円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同表水管、下水道管、ガス管等の物件の項中「29円」を「37円」に、「41円」を「53円」に、「62円」を「80円」に、「83円」を「110円」に、「120円」を「160円」に、「170円」を「210円」に、「290円」を「370円」に、「410円」を「530円」に、「830円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市漁港管理条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に漁港施設を占用する物件について適用し、施行日前に漁港施設を占用する物件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の豊川市漁港管理条例第9条の規定に基づき許可を受けたことにより、施行日前から引き続き施行日以後も漁港施設を占用している物件に係る令和元年度の占用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正を踏まえ、市の漁港施設の占有に係る占有料の適正化を図る必要があるからである。